

習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針 4（4）

公募委員選任手続

1. 「習志野市審議会等の設置及び運営に関する指針」 4（4）に規定する公募委員の選任手続は次のとおりとする。

（1）応募資格

公募委員となることができる者は、本市に居住し、かつ、住所を有する者又は在勤若しくは在学する者で、満20歳以上のものとする。

（2）公募委員の申込

公募委員の申込をする者（以下「応募者」という。）は、応募申込書（別記様式）及び公募する審議会等にかかる意見・提言を1,200字程度にまとめたレポート（以下「レポート」という。）を作成し、所管課長に提出する。

（3）公募の告知

公募委員の公募は、所管課長が別記記載例を参考とし、市の広報紙、市ホームページへの掲載等を活用し、周知を図ることにより行うものとする。

（4）応募者との面談

所管課長は、あらかじめ応募者と面談し、その所見を応募申込書に記入するものとする。

（5）選考方法等

①公募委員の選考は、選考委員会において行う。

②選考委員会は、市長、副市長、教育長、企業管理者、総務部長及び所管部長により組織する。

③公募委員の選考は、応募申込書及びレポートの審査並びに審議会等の所管部長（以下「所管部長」という。）及び所管課長の意見を聴取することにより行う。

④選考委員会は、所管部長の申し出により、総務部長が招集する。

（6）決定の通知等

①総務部長は、選考委員会において公募委員を決定した後、その結果を直ちに所管部長へ通知するものとする。この場合において、所管部長は、応募者に対し、速やかに選考結果を通知するものとし、選出された公募委員に対し委嘱状を交付する。

②応募者のうち、公募委員とならなかった者の対応については、次のとおりとする。

ア. 傍聴を希望する者は、特別傍聴人とし、公開された審議会等の会議の傍聴を可能とする。なお、傍聴を希望する者の意思確認は、所管課長が公募委員の選考結果の通知と併せて行う。

イ. 特別傍聴人は、審議会等の会議を傍聴した上で、当該会議終了後、その審議内容について文書をもって意見を述べることができる。

なお、当該文書の提出期限は、所管課長が審議会等の長と協議の上、

設けることとする。

ウ．イ．により提出された意見の取扱は、各審議会等の判断に委ねるものとし、当該取扱状況は、会議にて報告するものとする。

エ．特別傍聴人となる期間は、公募委員の任期（（６）①の委嘱状に記載された期間とする。）と同じとする。

２．実施日

本手続は、平成１３年５月１日より実施する。

本手続は、平成１９年４月１日より実施する。（一部改正）

本手続は、平成１９年７月１１日より実施する。（一部改正）

本手続は、平成２１年４月１日より実施する。（一部改正）

本手続は、平成２６年４月１日より実施する。（一部改正）

本手続は、平成２７年９月１日より実施する。（一部改正）

本手続は、平成３１年４月１日より実施する。（一部改正）

習志野市審議會等委員応募申込書

審議会等名 部

[illegible]

公職等の経歴 (市の審議会、委員会、町会長、民生委員等、市または公的な組織の委員、役員などの経歴がある場合は、その名称、就任期間を記載してください。)	名称（職名）	就任期間
その他 (参考となるボランティア活動・資格等がある場合には、記載してください。)		
募集所管課 面談所見 (応募者は記入しないでください。)		

提出日

年

月

日

「広報習志野」

習志野市〇〇〇委員募集

〇〇〇を審議していただく委員を募集します。

市内在住、在勤、在学の20歳以上の人〇名

任期Ⅱ平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日までの2年間

（会議開催予定 年〇回程度）

（再任の場合あり）

応募要領 〇月〇日までに電話で〇〇課へ

電話（〇〇〇）〇〇〇〇